

Ⅱ 認定手続等の概要

NPO 法人

（特定非営利活動を行うことを主たる目的とする等の一定の要件を満たし、特定非営利活動促進法の規定に基づき、所轄庁の認証を受けて設立された特定非営利活動法人をいいます（法2②、10①）。

事前相談(任意)

◎ 認定申請をお考えの方は、まず、事前相談をお願いします。

➢ 問い合わせ先

【岡山県所管 NPO 法人】岡山県県民生活部県民生活課

(086) 226-7247

【岡山市所管 NPO 法人】岡山市市民協働局市民協働企画総務課

(086) 803-1061

➢ 認定を受けるための基準については11～29 頁をご確認ください。

申請書提出

◎ NPO 法人の所轄庁に認定（特例認定）申請書を提出してください。

➢ 申請手続については4～6 頁をご確認ください。

➢ 申請様式については「様式例」61～103 頁をご確認ください。

実態確認等

◎ 所轄庁の担当者が実態確認等を行う場合があります（法73）。

➢ 確認させていただく資料（例）については30 頁をご確認ください。

—認定 NPO 法人—

NPO 法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものとして、所轄庁の認定を受けたものをいいます（法2③、44①）。

—特例認定 NPO 法人—

NPO 法人の設立の日から 5 年経過しないものうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものとして、所轄庁の特例認定を受けたものをいいます（法2④、58①）。



【令和2年改正点】

役員報酬規程等の提出

(37～38 頁参照)

◎ 認定 NPO 法人等は、役員報酬規程等及び助成金支給の実績等に関する書類を所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません。ただし、役員報酬規程と職員給与規程については、既に所轄庁に提出されているものから内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要です（法55①②、62）。

情報公開

(41～43 頁参照)

◎ 認定 NPO 法人等は、事業報告書等、役員名簿、定款、認定等申請の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません（法52④、54④、62）。なお、閲覧させる際、役員名簿・社員名簿等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます（法52⑤）。

異動の届出等

(38～40 頁参照)

◎ 認定 NPO 法人等は、認定等されたとき、代表者の変更があったときなど所定の異動・変更等が生じた場合には、その旨を記載した書類等（添付書類を含みます。）を、所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません（法49④、52①～③、53①④、62、法規30、31②）。

1 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続

(1) 認定を受けようとする場合

認定 NPO 法人として認定を受けようとする NPO 法人は、次の書類を所轄庁に提出してください（法 44 ②）。

	提出書類	様式	部数	参照ページ
1	特定非営利活動法人認定申請書	第 13 号	1	61
2	実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの）（注 1）	任意	1	103
3	認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（注 2）	任意	2	62 67～101
4	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	任意	2	102

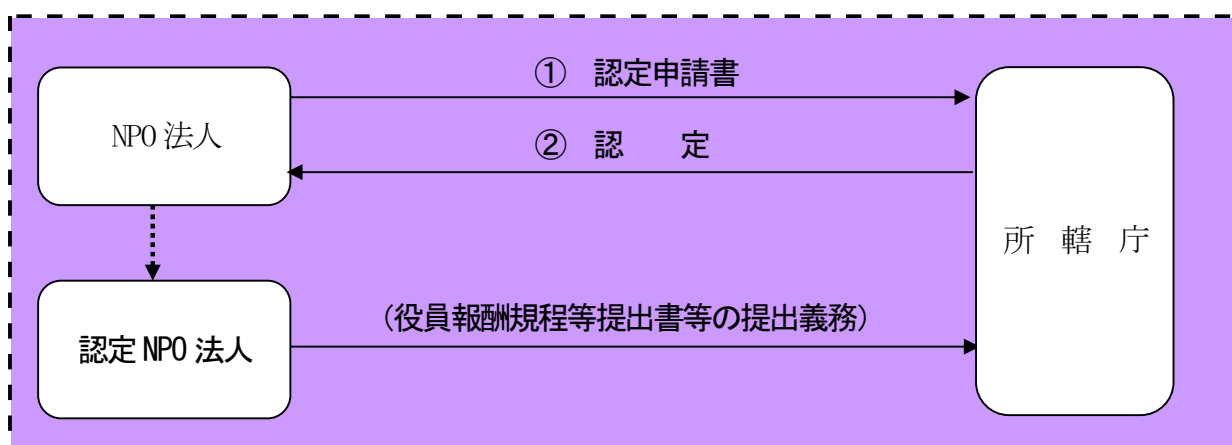
（注 1） 実績判定期間とは、認定を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前 5 年（過去に認定を受けたことのない法人の場合は 2 年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法 44③）。詳しくは、8、10 頁「参考（実績判定期間）」をご参照ください。

（注 2） 認定の各基準については 11～27 頁を、欠格事由については 28～29 頁をご覧ください。

➤ 認定の申請書の提出は、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過している必要があります（法 45①八）。

➤ 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して 5 年となります（法 51①）。

認定の有効期間の満了後、引き続き、認定 NPO 法人として特定非営利活動を行おうとする認定 NPO 法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（次頁の「(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合」をご参照ください。）（法 51②）。



(2) 特例認定を受けようとする場合

特例認定 NPO 法人として特例認定を受けようとする NPO 法人は、次の書類を所轄庁に提出してください（法 44②、58②）。

	提出書類	様式	部数	参照ページ
1	特定非営利活動法人特例認定申請書	第 20 号	1	63
2	特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（注 1）（注 2）	任意	2	64 81～101
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	任意	2	102

（注 1） 特例認定の各基準については 21～27 頁（PST 基準を除きます。）を、欠格事項については 28～29 頁をご覧ください。

（注 2） 特例認定の各基準に係る実績判定期間は、特例認定を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前 2 年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法 44③、58②）。詳しくは、8 頁「参考（実績判定期間）」をご参照ください。

➤ 特例認定申請ができる NPO 法人は、次の掲げる基準に適合する必要があります（法 45①八、59 一～三）。

- ① 特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること。
- ② 特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から 5 年を経過しない法人であること。
- ③ 認定又は特例認定を受けたことがないこと。

➤ 特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して 3 年となります（法 60）。

特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効しますので、特例認定の有効期間中又は有効期間の経過後に認定 NPO 法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。

なお、特例認定の有効期間中に認定 NPO 法人として認定を受けた場合には、特例認定の効力を失います（法 61①四）。

(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合

認定の有効期間の更新を受けようとする認定 NPO 法人は、有効期間の満了の日の 6 月前から 3 月前までの間（以下「更新申請期間」といいます。）に、次の書類を所轄庁に提出してください（法 51②③⑤）。

	提出書類	様式	部数	参照ページ
1	認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書	第 14 号	1	65
2	認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（注 1）	任意	2	66 67～101
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	任意	2	102

（注 1） 更新に係る認定の基準については 11～27 頁を、欠格事由については 28～29 頁をご覧ください。

（注） 認定の有効期間の更新の申請書には、寄附者名簿の提出は不要ですが、当該名簿の作成の日から 5 年間事務所に備え置く必要があります（法 51⑤、法 54②一）。

（注） 認定の有効期間の更新の申請に係る実績判定期間は、更新を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前 5 年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法 44③、法 51⑤）。詳しくは、9 頁「参考（実績判定期間）」をご参照ください。

（注） 上記 2、3 に係る書類については、既に所轄庁に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます（法 51⑤ただし書）。

- 認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります（法51①）。

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります（法51④）。

(4) 認定 NPO 法人等の役員報酬規程等の提出義務

イ 認定 NPO 法人等は、毎事業年度1回、役員報酬規程等を所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に提出してください（法54②③④、55、62）。提出する書類等の詳細は、37～38 頁「7 (1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」をご覧ください。

ロ 認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）の通知を受けた認定 NPO 法人等（所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する法人に限ります。）は、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出してください（法49④、法62、法規27②）。提出する書類等の詳細は、39 頁「ロ（1）所轄庁から認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の通知を受けた場合」をご覧ください。

ハ 認定の有効期間の更新の通知を受けた認定 NPO 法人（所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する法人に限ります。）は、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出してください（法49④、法51⑤、法規28）。提出する書類等の詳細は、39 頁「ロ（1）所轄庁から認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の通知を受けた場合」をご覧ください。

《参 考》

1 認定 NPO 法人等の名称等の使用制限

認定 NPO 法人等でない者は、その名称又は商号中に認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の認定 NPO 法人等であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされております（法 50①②、法 62）。

なお、これらの規定に違反している場合には、罰則の適用があります（法 78 二～五）。

2 所轄庁による認定等の通知

所轄庁は、NPO 法人からの申請について、認定等又は認定の有効期間の更新をしたときはその旨を当該申請法人に対し書面により通知することになります。また、認定等又は認定の有効期間の更新をしないことを決定したときはその旨とその理由を、申請法人に対し書面により通知することになります（法 49①、51⑤、62）。

また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する NPO 法人について認定等を行ったときは、その認定 NPO 法人等の名称その他一定の事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」といいます。）に通知することとされております（法 49③、62、法規 27①）。

3 認定の公示

所轄庁は、認定 NPO 法人等の認定等又は認定の有効期間の更新をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公示することとされております（法 49②、51⑤、62）。

（公示事項）

- ① 認定 NPO 法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
- ④ 認定等の有効期間
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、所轄庁の条例で定める事項

また、所轄庁は、認定 NPO 法人等について、以下に掲げる事項に変更があったときも、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております（法 53②、62）。

- ⑥ 上記（公示事項）①、③、⑤に掲げる事項に係る定款の変更の認証をしたとき
- ⑦ 上記（公示事項）③、⑤に掲げる事項に係る定款変更（所轄庁の認証を受けなければならない事項を除きます。）の届出を受けたとき
- ⑧ 代表者の氏名に変更があった旨の届出を受けたとき
- ⑨ 上記（公示事項）⑤に掲げる事項に変更があったとき

4 認定等の失効

認定 NPO 法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その認定等の効力を失います（法 57①、法 61）。

- イ 認定等の有効期間が経過したとき（法 51④の場合にあつては、更新拒否処分されたとき。）。
- ロ 認定 NPO 法人等が認定 NPO 法人等でない NPO 法人と合併をした場合、その合併が法 63①の認定を経ずにその効力を生じたとき（法 63④の場合にあつては、その合併の不認定処分がされたとき。）。
- ハ 認定 NPO 法人等が解散したとき。
- ニ 特例認定 NPO 法人が認定 NPO 法人として認定を受けたとき。

なお、所轄庁は、認定 NPO 法人等が認定等の効力を失ったとき、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております（法 57②）。

また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等がその認定等の効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に通知することとされております（法 57③、法 62）。

5 協力依頼

所轄庁は、NPO 法の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています（法 73）。この規定により、所轄庁が認定申請中の NPO 法人や認定 NPO 法人等に対し、申請書の内容の確認や認定又は特例認定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために実態確認を実施することがあります。

参 考（実績判定期間）

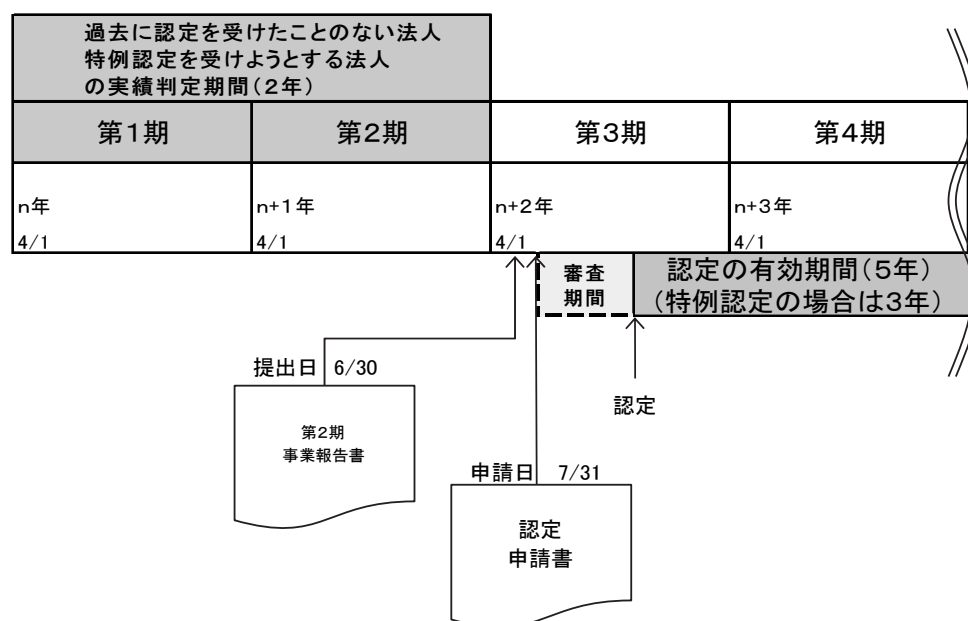
実績判定期間とは、認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受けようとする法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（法 44③、51⑤、58②）。

【具体例1】

《過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）の申請の場合》

- 事業年度 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 $n+2$ 年6月30日
- 申請書を提出した日 $n+2$ 年7月31日
- 実績判定期間 n 年4月1日（第1期）～ $n+2$ 年3月31日（第2期）

過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）が申請を行う場合の実績判定期間は、 n 年4月1日（第1期）から $n+2$ 年3月31日（第2期）までの2年間となり、実績判定期間で算定する認定基準（PST 基準等）については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



【具体例2】

認定の有効期間内に更新を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 : $n+2$ 年6月30日
- 初回の認定申請書の提出日 : $n+3$ 年3月16日
- 認定の有効期間 : $n+3$ 年8月1日～ $n+8$ 年7月31日
- 更新申請期間 : $n+8$ 年1月31日～ $n+8$ 年4月30日
- 更新の申請書の提出日 : ケースA又はケースBのとおり

《ケースA：更新申請期間中の $n+8$ 年1月31日～ $n+8$ 年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合》

- 実績判定期間： $n+2$ 年4月1日（第3期）～ $n+7$ 年3月31日（第7期）

更新申請期間中の $n+8$ 年1月31日～ $n+8$ 年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、 $n+2$ 年4月1日（第3期）～ $n+7$ 年3月31日（第7期）となります。

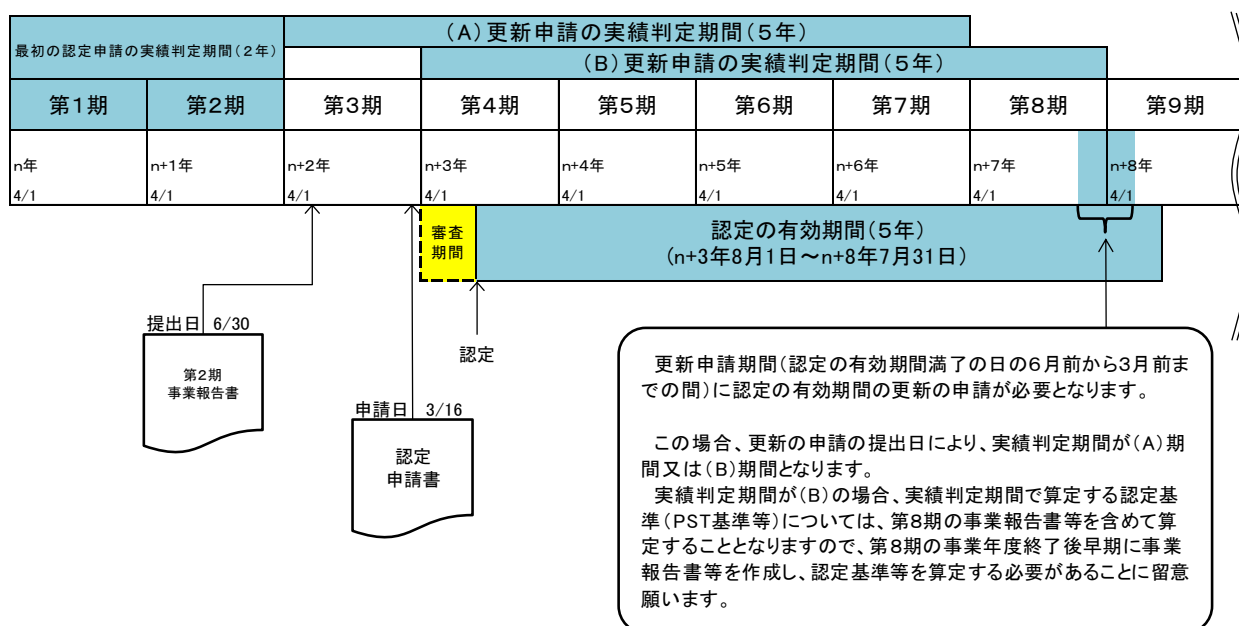
この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST 基準等）については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

《ケースB：更新申請期間中の $n+8$ 年4月1日～ $n+8$ 年4月30日に更新の申請書を提出する場合》

- 実績判定期間： $n+3$ 年4月1日（第4期）～ $n+8$ 年3月31日（第8期）

更新申請期間中の $n+8$ 年4月1日～ $n+8$ 年4月30日に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、 $n+3$ 年4月1日（第4期）～ $n+8$ 年3月31日（第8期）となります。

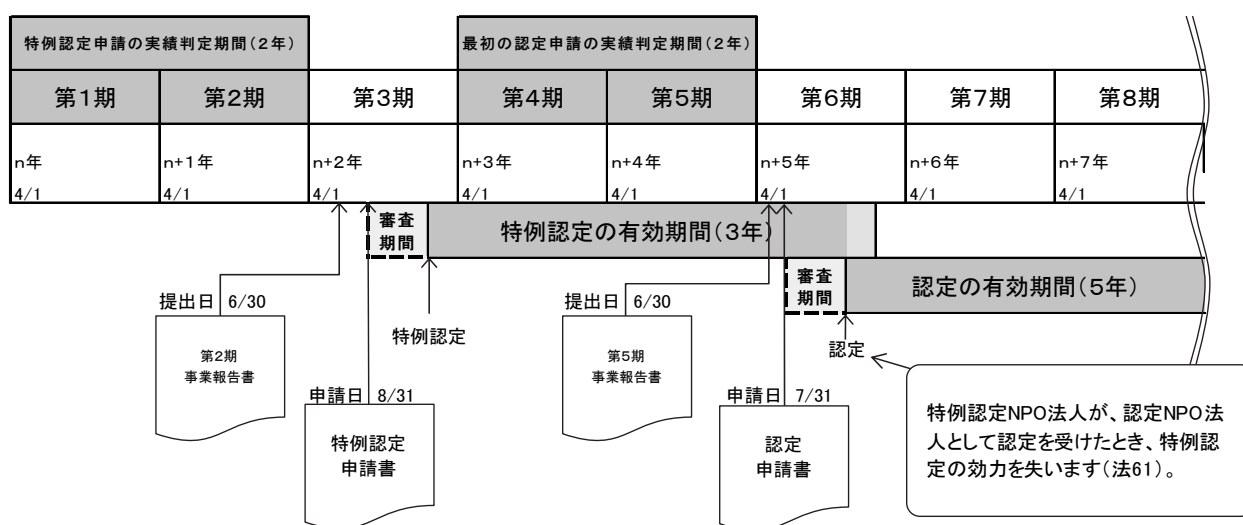
この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST 基準等）については、第4期から第8期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第8期の事業年度終了後早期に事業報告書等を作成し、認定基準等を算定する必要があることに留意願います。



【具体例3】

特例認定の有効期間中に認定を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書の所轄庁への提出日 : $n+2$ 年6月30日
- 特例認定申請書の提出日 : $n+2$ 年8月31日
- 特例認定申請に係る実績判定期間 : n 年4月1日（第1期）～ $n+2$ 年3月31日（第2期）
- 特例認定の有効期間 : $n+2$ 年12月16日～ $n+5$ 年11月15日
- 認定申請書の提出日 : $n+5$ 年7月31日
- 認定申請に係る実績判定期間 : $n+3$ 年4月1日（第4期）～ $n+5$ 年3月31日（第5期）
- 認定の有効期間 : $n+5$ 年11月16日～ $n+10$ 年11月15日



2 認定等の基準の概要

(1) 認定の基準の概要

認定NPO法人としての認定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、次に掲げる(1)から(8)までの基準に適合する必要があります(法44①、45)。

また、特例認定NPO法人として特例認定を受けるためには、NPO法人として新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれることにつき、次に掲げる(2)から(10)までの基準に適合する必要があります(法45、58、59)。

次表は認定基準等の概要をまとめたものですが、詳細については15頁以降をご覧ください。

項 目	認 定 基 準 の 概 要
(1) パブリック・サポート・テスト (PST) について	広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、次の3つの基準のいずれかに適合すること。 1 相対値基準 イ 原則 実績判定期間における $\text{寄附金等収入金額} \div \text{経常収入金額} \geq \frac{1}{5}$ (注) 寄附金等収入金額、経常収入金額の詳細については、16～18頁を参照してください。 ロ 小規模法人の特例 実績判定期間における $\frac{\text{受入寄附金総額} - \boxed{\text{ホの金額}} + \boxed{\text{ヘの金額}}}{\text{総収入金額} - \boxed{\text{ニの金額}}} \geq \frac{1}{5}$ (注1) 上記の小規模法人の特例を適用するか否は、法人の選択になります。 (注2) 小規模法人の定義、ニの金額、ホの金額、ヘの金額については、15頁及び18～19頁を参照してください。 ※ 上記イ又はロの相対値基準の計算において、その法人に国の補助金等がある場合には、法人の選択により国の補助金等をPSTの分母・分子に算入することができます。その詳細については、19～20頁を参照してください。

	2 絶対値基準 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること。 （注1） 氏名又は名称及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。 （注2） 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。 （注3） 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。 （注4） 休眠預金等交付金関係助成金とは、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づき事業を実施するために指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体から受け取った助成金のことです。 3 条例個別指定基準 都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。）については、パブリック・サポート・テスト基準を満たしているものとして取り扱われます。
(2) 活動の対象について	実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること。 イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動 ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動 ニ 特定の者の意に反した活動 ※（1）3の都道府県又は市区町村が条例により個別に指定したNPO法人については、ロのうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。
(3) 運営組織及び経理について	次のいずれの基準にも適合していること。 イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。 ① 役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数 $\div$ 役員の総数 $\leq \frac{1}{3}$ ② 役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数 $\div$ 役員の総数 $\leq \frac{1}{3}$ ロ 各社員の表決権が平等であること。 ハ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人規第53条～第59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。 ニ 不適正な経理を行っていないこと。

(4) 事業活動について	次のいずれの基準にも適合していること。 イ 次に掲げる活動を行っていないこと。 ① 宗教活動 ② 政治活動 ③ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動 ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。 ハ 実績判定期間における 特定非営利活動に係る事業費 $\div$ 総事業費 $\geq$ 80% ニ 実績判定期間における受入 寄附金総額のうち特定非営利 活動に係る事業費に充てた額 $\div$ 受入寄附金総額 $\geq$ 70%
(5) 情報公開について	次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。 イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ ① 各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ② 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ③ 助成の実績を記載した書類
(6) 事業報告書類等の提出について	各事業年度において、事業報告書等を法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること。
(7) 不正行為等について	法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。
(8) 設立後の経過期間について	認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること。
(9) 過去の認定等の有無について	過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと。
(10) 設立の日からの経過期間について	特例認定の申請書を提出した日の前日において、設立の日から 5 年を経過しない法人であること。

認定 NPO 法人等の上記基準のうち、(1) の 1 と 2、(2)、(4) のハとニの基準は、実績判定期間において適合する必要がありますが、(3)、(4) のイとロ、(5)、(6)、(7) の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定時又は特例認定時まで適合する必要があります（ただし、実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については(5) ロの基準を除きます。）（法 45①九）。

認定又は特例認定を受けた後に(3)、(4) のイとロ、(7) の基準に適合しなくなった場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます（法 67②）。

(2) 欠格事由の概要

認定又は特例認定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定又は特例認定を受けることができません（法 47、62）。

次表は各欠格事由の概要をまとめたものですが、詳細については 28～29 頁をご覧ください。

項 目	欠 格 事 由 の 概 要
(1) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある	NPO 法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。 1 認定 NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定 NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定 NPO 法人又は当該特例認定 NPO 法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 3 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 4 暴力団の構成員等
(2) 認定等取消の日から 5 年を経過していない	認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない場合には、欠格事由に該当します。
(3) 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している	NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している場合には、欠格事由に該当します。
(4) 国税又は地方税の滞納処分を受けている	国税又は地方税の滞納処分の執行がされている NPO 法人、又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過していない NPO 法人は、欠格事由に該当します。
(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから 3 年を経過していない	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過していない NPO 法人は、欠格事由に該当します。
(6) 次のいずれかに該当する	NPO 法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。 1 暴力団 2 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある

3 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準

認定 NPO 法人としての認定を受けるためには、次の(1)～(8)の認定基準に適合する必要があります(法 45①、法令 1～5)。

(1) パブリック・サポート・テスト (PST) に関する基準

パブリック・サポート・テスト基準の判定に当たっては、次の①～③のいずれかの基準を選択できます。

① 相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること。

なお、小規模法人の特例の適用、国の補助金等を算入するかどうかの選択に応じて次の4つのケースに分かれます。

項 目		小規模法人の特例	
		選択しない	選択する
国の補助金等	相対値基準計算上の分母・分子に算入しない場合	《算式1》 原則 (16～18 頁参照)	《算式2》 小規模法人の特例 (18～19 頁参照)
	相対値基準計算上の分母・分子に算入する場合	《算式3》 国の補助金等を算入する場合(小規模法人の特例適用なし) (19～20 頁参照)	《算式4》 国の補助金等を算入する場合(小規模法人の特例適用あり) (20 頁参照)

《小規模法人の特例》

小規模法人の特例を適用するか否かは法人の選択になります。

この特例を選択適用できる法人は、実績判定期間における総収入金額に12を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が800万円未満で、かつ、実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者(役員又は社員を除きます。)の数が50人以上である法人に限られます(法 45②、法令 3)。

【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間の総収入金額}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 < 800 \text{ 万円}$$

かつ

$$\text{実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が} \geq 50 \text{ 人}$$

3,000 円以上である寄附者(役員、社員除く)の数

② 絶対値基準 《算式5》

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること（21頁参照）。

（注1）寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。

（注2）寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。

（注3）申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が} \\ \text{3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受} \\ \text{け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係} \\ \text{助成金の額を加算した金額以上）の寄附者の合計人数}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 \geq 100 \text{人}$$

③ 条例個別指定基準

認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります）。

ただし、認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

《算式1》 相対値基準（原則）

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \geq \frac{1}{5}$$

【経常収入金額とは？】

$$\text{総収入金額} - \boxed{\text{イの金額}}$$

【寄附金等収入金額とは？】

$$\text{受入寄附金総額} - \boxed{\text{ロの金額}} + \boxed{\text{ハの金額}}$$

（解説）

実績判定期間における経常収入金額（総収入金額^{（注1）}から $\boxed{\text{イの金額}}$ を控除した金額）のうちに寄附金等収入金額（受入寄附金総額から $\boxed{\text{ロの金額}}$ を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それに $\boxed{\text{ハの金額}}$ を加算した金額）の占める割合が5分の1以上であること（法45①一イ、法令1）。

（注1）総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。ただし、活動計算書にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額については、経常収益計から控除することとなります。

イの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(1)、法規5）

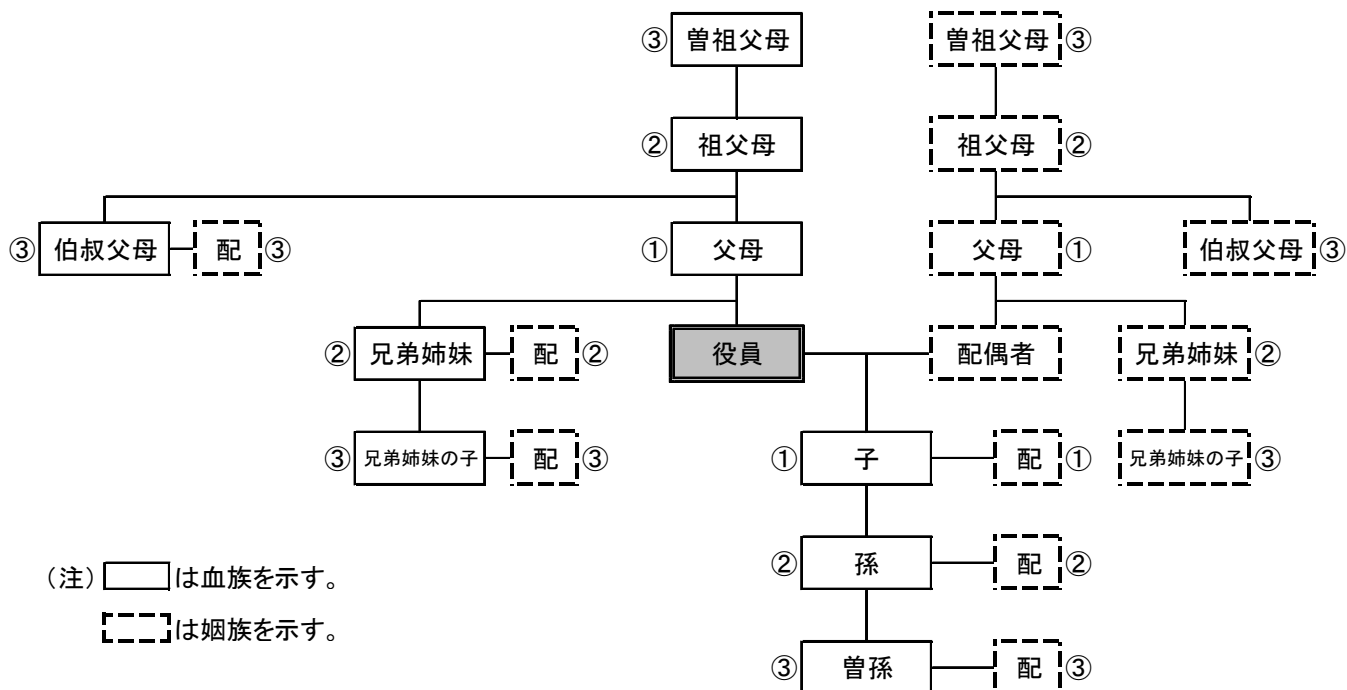
- ① 国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じです。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ⑦ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金
- ⑧ 休眠預金等交付金関係助成金

（注2） 役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（法規8）。

上記の「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規4二・16）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

《三親等以内の親族図》



ロの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法 45①一イ(2)、法規 6、7）

- ① 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額に相当する金額
- ② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が 1,000 円に満たないものの合計額
- ③ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金
- ④ 休眠預金等交付金関係助成金

（注 3） 役員が寄附者の場合は、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（法規 8）。

上記「特殊の関係」については、**イの金額**（注 2）をご覧ください。

（注 4） 「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金を控除した額の 100 分の 10 を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定 NPO 法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金を控除した額の 100 分の 50 を超える部分の金額となります（法規 6）。

（注 5） 「一者当たり基準限度超過額」及び「1,000 円未満（同一の者からの合計額）の寄附金」の判定については、実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します（法 45①一イ、法規 7）。

ハの金額（法 45①一イ(3)、法規 4）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合（21 頁参照）を乗じて計算した金額をいいます。）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額 - **ロの金額** を限度とします。）

（注 6） **ハの金額**を PST の分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（法規 4）。

（イ） 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

（ロ） 社員（役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。

「特殊の関係」については、**イの金額**（注 2）と同様です。）の数が 20 人以上であること。

（注 7） 上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（21 頁(2)の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額をいいます。

《算 式 2》 相対値基準（小規模法人の特例）

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注）小規模法人の要件（15 頁参照）に該当する法人であれば、本特例を選択適用可能

（解説）

実績判定期間における、総収入金額から**ニの金額**を控除した金額のうちに、受入寄附金総額から**ホの金額**を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それに**ヘの金額**を加算した金額）の占める割合が 5 分の 1 以上であること（法令 5②）。

ニの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法 45①一イ(1)、法令 5②一、法規 5、25②）

- ① 国の補助金等
 - ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
 - ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
 - ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
 - ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から 10 か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
 - ⑥ 休眠預金等交付金関係助成金
- （注 8）ここに掲げるものは、《算式 1》の **イの金額** の①～⑤及び⑧と同一です。

ホの金額 （法 45①一イ(2)、法令 5②二、法規 6、7 一四、25③）

- ① 受け入れた寄附金のうち一者当たり基準限度超過額の合計額
- ② 休眠預金等交付金関係助成金

（注 9）これは《算式 1》の **ロの金額** の①及び④と同一です。なお、《算式 1》原則の場合と異なり、小規模法人の特例を選択適用する場合には、役員が寄附者の場合であっても、いわゆる親族合算を行う必要はありません。

（注 10）「一者当たり基準限度超過額」については、《算式 1》の（注 4）をご参照ください。

ヘの金額 （法令 5②、法規 4、25①）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合（21 頁参照）を乗じて計算した金額）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額－**ホの金額** を限度とします。）

（注 11）これは《算式 1》の **ハの金額** と同一です（注 6、注 7 をご覧ください）。

（注 12）**ヘの金額** を PST の分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（法規 4、25①）。

（イ）社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

（ロ）社員（役員及び役員と親族関係を有する者並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。）の数が 20 人以上であること。

（注 13）共益的な活動等に係る部分の金額は、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（21 頁(2)の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額となります。

《算式 3》 相対値基準（国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用なし））

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額} + \text{チの金額}}{\text{経常収入金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注） 国の補助金等を PST に算入するか否か選択適用可能

(解説)

国の補助金等を受け入れている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です(法令5①)。ただし、分子に算入する国の補助金等の額(チの金額)は、受入寄附金総額から ロの金額 (18 頁参照) を控除した金額が限度となります(分母には、国の補助金等の額の全額(トの金額)を算入します。)。

上記算式のうち、寄附金等収入金額及び経常収入金額については、《算式1》(16 頁) を参照してください。

トの金額 (法令5①)

国の補助金等の全額

チの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額(法令5①)

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額から ロの金額 (18 頁参照) を控除した金額

《算式4》 相対値基準(国の補助金等を算入する場合(小規模法人の特例適用あり))

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額} + \text{リの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

(注) 国の補助金等を PST に算入するか否か選択適用可能

(解説)

小規模法人の特例を選択適用する小規模法人で国の補助金等を受けている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です(法令5③)。ただし、分子に算入する国の補助金等の額(リの金額)は、受入寄附金総額から ホの金額 を控除した金額が限度となります。(分母には、国の補助金等の全額(トの金額)を算入します。)。

上記算式のうち、 ニの金額、 ホの金額 及び ヘの金額 については、19 頁を参照してください。

トの金額 (法令5③)

国の補助金等の全額

リの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額(法令5③)

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額から ホの金額 を控除した金額

《算式5》 絶対値基準

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者の合計人数}}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{人}$$

- (注) 1 寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。
 2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
 3 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
 4 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

(解説)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数(※)の合計数が年平均100人以上であること(法45①一口、法令2、法規9)。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年3,000円以上の寄附者数(※)が100人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

※休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

(2) 活動の対象に関する基準

実績判定期間における

- イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動
- ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動
- ニ 特定の者の意に反した活動

の事業活動に占める割合 < 50%

(解説)

実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること(法45①二)。

(注) 上記の割合は、そのNPO法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標によりその事業活動のうちにイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます(法規10)。

イ 会員又はこれに類する者(NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者を除きます。以下「会員等」といいます。)に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のものを除きます。)

(注1) 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます(法規11)。

- ① 当該申請に係るNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であつて、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者

② 当該申請に係る NPO 法人の役員

(注2) NPO 法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者とは、NPO 法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の NPO 法人の活動に関係しない者をいいます(法規 12)。

(注3) その他一定のものとは、次に掲げるものをいいます(法規 13)。

- ① その NPO 法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね 10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額(②において「付随費用の実費相当額」といいます。)以下のものを会員等から得て行うもの
- ② その NPO 法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がその NPO 法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの
- ③ 法別表 19 号に掲げる活動又は同表第 20 号の規定により同表第 19 号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定 NPO 法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成

ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動(会員等を対象とする活動で上記イ(注3)③に掲げる活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除きます。)

(注1) 特定の地域とは、一の市町村(特別区を含むものとし、指定都市にあっては、区又は総合区。)の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます(法規 15)。

(注2) 都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定した NPO 法人については、特定の範囲の者のうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

(3) 運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること。

イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。

$$\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leq \frac{1}{3}$$

かつ

$$\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leq \frac{1}{3}$$

ロ 各社員の表決権が平等であること。

ハ 会計について

公認会計士等の監査
を受けていること。

または

青色申告法人と同等の取引記録、
帳簿の保存を行っていること。

ニ 不適正な経理を行っていないこと。

(解説)

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること（法45①三）。

イ 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。

- ① 役員の総数のうちに役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族（以下「親族関係を有する者」といいます。）並びに役員と特殊の関係のある者の数の占める割合
- ② 役員の総数のうちに特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。以下同じ。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合

（注1） 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規16）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（注2） 「一定の関係のある法人」とは、一の者（法人に限ります。）が法人の発行済株式又は出資（以下「発行済株式等」といいます。）の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係（以下「直接支配関係」といいます。）にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます（法規17）。

- a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合
- b 一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

(注3) NPO 法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなされます（法規19）。

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人規第53条から第59条までの規定（青色申告法人の帳簿書類の保存）に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること（法規20）。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと（法規21）。

(4) 事業活動に関する基準

事業活動が次のいずれも満たしていること。

イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと。

ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと。

ハ 実績判定期間における

特定非営利活動に係る事業費

≥ 80%

総事業費

ニ 実績判定期間における

受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額

≥ 70%

受入寄附金総額

(解説)

その事業活動に関し、次に掲げる基準を満たしていること（法45①四）。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

② 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。

③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準を満たしていること。

(注1) ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規16、22）。

a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係

- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます(法規23)。

- a 当該役員の職務の内容、当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NPO法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該NPO法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- c 役員等に対し役員の選任その他当該NPO法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- d 営利を目的とした事業を行う者、イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。

(注1) この割合を事業費以外の指標によって算定し、申請書を提出した場合であっても、所轄庁の長はその事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます(法規24)。

(注2) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(注) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

(コラム) 特定資産について

- NPO法人の特定非営利活動において、将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てることができます。
- 当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりません、積立金の使用目的(その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること)や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続を踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。
- 実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、勘定科目と金額を「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(91頁参照)に記載して下さい。
- この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消(資産の取得等を含みます)し、かつ、活動計算書において費用(取得資産に係る減価償却費を含みます)として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。

(5) 情報公開に関する基準

次に掲げる書類を閲覧させること

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

④ 内閣府令で定める書類

⑤ 助成の実績を記載した書類

(解説)

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、当該書類をその事務所において閲覧させること（法45①五）。



【令和2年改正点】

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）

ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法44②二）

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法44②三）

③ (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）

(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（法54②三）

(注) 「内閣府令で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます（法規32①）。

1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引

ロ 役員等との取引

4 寄附者（当該認定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

5 役員等に対する報酬又は給与の状況

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。）

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

7 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

(3) 内閣府令で定める書類（法54②四）

(注) 「内閣府令で定める書類」とは以下のものをいいます（法規32②）。

法第四十五条第一項第三号（ロに係る部分を除く。）、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

④ 助成の実績を記載した書類（法54③）

(6) 事業報告書等の提出に関する基準

各事業年度において、事業報告書等を法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること

(解説)

法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）を法第 29 条の規定により提出していること（法 45①六）。

(7) 不正行為等に関する基準

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

(解説)

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（法 45①七）。

(8) 設立後の経過期間に関する基準

認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること。

(解説)

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること（法 45①八）。

4 特例認定 NP0 法人としての特例認定を受けるための基準

特例認定 NP0 法人としての特例認定を受けるためには、上記(2)～(8)の認定基準に加え、次の(9)及び(10)の認定基準に適合する必要があります（法 59）。

(9) 設立の日からの経過期間に関する基準

特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から 5 年を経過しない法人であること（法 59 二）

(10) 認定又は特例認定の有無に関する基準

過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと（法 59 三）

5 欠格事由

欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと（法 47）

イ 役員のうち、次の①から④のいずれかに該当する者がある

- ① 認定等を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前 1 年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から 5 年を経過しない者
- ③ NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から 5 年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等

ロ 認定等の取消の日から 5 年を経過しない

ハ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

ニ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから 3 年を経過しない

ヘ 次の①、②のいずれかに該当する法人

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

（解説）

欠格事由のいずれかに該当する NPO 法人は、認定、特例認定（以下「認定等」といいます。）又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、認定等又は認定の有効期間の更新を受けることができません（法 47）。

イ NPO 法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。

- ① 認定 NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定 NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定 NPO 法人等のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ③ NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等^(注2)

（注 1）「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。

（注 2）「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。

ロ 認定又は特例認定を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。

ハ NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人は、欠格事由に該当します。

ニ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

なお、認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。

(注1) 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

(注2) 毎事業年度1回所轄庁に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

ヘ 次のいずれかに該当する法人は、欠格事由に該当します。

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

確認させていただく資料（例）

認定基準等の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。

確認させていただく書類の事例		(参考) 確認する主な認定基準
1	NPO 法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	NPO 法人の従業員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	不正行為等に関する基準
		パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)	事業活動に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		活動の対象に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	事業活動に関する基準
		活動の対象に関する基準
		パブリック・サポート・テストに関する基準
7	絶対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均100人以上)の算出方法がわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
8	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
9	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	パブリック・サポート・テストに関する基準
10	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
11	NPO 法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO 法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

(注) これらは、確認させていただく資料の一例であり、認定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

6 認定 NPO 法人等の税制上の措置

認定 NPO 法人等にかかる税制上の措置とは、次の 5 つをいいます。

① 個人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する措置

<所得税>

個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う法第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合には、特定寄附金に該当し、次の(1)又は(2)のいずれかの控除を選択適用できます（所法 78②、措法 41 の 18 の 2①②）。



(1) 寄附金控除（所得控除）

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から 2 千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

《算 式》

特定寄附金の額の合計額 - 2 千円 = 寄附金控除額

（注） 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の 40%相当額が限度です。

(2) 認定 NPO 法人等寄附金特別控除（税額控除）

その年中に支出した認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額から 2 千円を控除した金額の 40%相当額（所得税額の 25%相当額を限度）を、その年分の所得税額から控除できます。

《算 式》

（認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額 - 2 千円）× 40% = 税額控除額

（注） 認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額は所得金額の 40%が限度です。ただし、認定 NPO 法人等に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額は、所得金額の 40%相当額を限度とします。

なお、税額控除額は、所得税額の 25%相当額が限度です。

【証明書の添付又は提示等】

(1) の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨（その寄附金が認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。）②その金額及び受領年月日を認定 NPO 法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります（所令 262①、所規 47 の 2③）。

(2) の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②を認定 NPO 法人等が証した書類^(注)（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）を確定申告書に添付する必要があります（措法 41 の 18 の 2③、措規 19 の 10 の 4）。

（注） 平成 30 年分以後の所得税については、確定申告書に添付すべき寄附金控除に関する証明書の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官が定める方法により出力した書面が加えられました。

<個人住民税>

認定NPO法人等に対する特定寄附金又は個人がNPO法人の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます（地方税法第37条の2、第314条の7）。



《算式》

$$(\text{寄附金}^{(注1)} - 2 \text{ 千円}) \times 10\%^{(注2)} = \text{税額控除額}$$

（注1）寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

（注2）条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

- ・都道府県が指定した寄附金は4%
- ・市区町村が指定した寄附金は6%

（都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%）

【寄附金税額控除に関する申告】

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。）。このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません（この場合、所得税の控除は受けられません。）。

※条例で個別に指定されたNPO法人で認定NPO法人以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります（地方税法45の2⑤）。

どの寄附金が指定されているか等については、住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせください。

② 法人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する措置

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法 37④、措法 66 の 11 の 2②）。



(一般寄附金の損金算入限度額)

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times \frac{1}{4}$$

(特別損金算入限度額)

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times \frac{1}{2}$$

(注) 事業年度が 1 年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

(証明書の保存等)

この措置の適用を受けるためには、寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書にその金額を記載するとともに明細書を添付し、その寄附金が認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨をその認定 NPO 法人等が証する書類を保存しておく必要があります（法人法 37⑨、措規 22 の 12）。

③ 相続人等が認定 NPO 法人に寄附した相続財産等に対する措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人（特例認定 NPO 法人は適用されません。）に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。



ただし、その寄附を受けた認定 NPO 法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定 NPO 法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません（措法 70①②⑩）。

（寄附財産の非課税）

この措置の適用を受ける寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

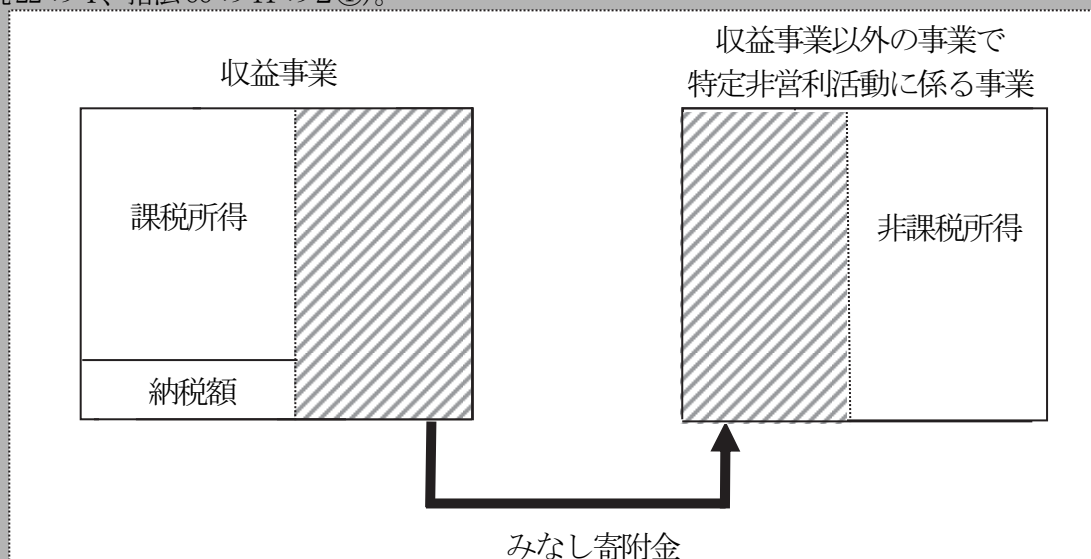
（証明書の添付等）

この措置の適用を受けるためには、相続税の申告書にこの措置の適用を受ける旨などを記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定 NPO 法人が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります（措法 70 ⑤⑩、措規 23 の 5）。

④ 認定 NPO 法人のみなし寄附金制度

認定 NPO 法人については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額はその収益事業に係る寄附金の額とみなされます（みなし寄附金）。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の 50%又は 200 万円のいずれか多い額までの範囲となります。

なお、みなし寄附金制度は特例認定 NPO 法人には適用されません（法人法 37⑤、法人令 73①、法人規 22 の 4、措法 66 の 11 の 2①）。



⑤ 認定 NPO 法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税措置

個人が土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合には、その現物資産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、その資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して、寄附した人に「みなし譲渡所得税」が課税されます。

ただし、その寄附が一定の要件を満たすときは、国税庁長官の承認を得ることで、みなし譲渡所得税が非課税となります。この非課税措置には、全ての NPO 法人が対象となる「一般特例」と、認定 NPO 法人及び特例認定法人が対象となる「承認特例」の 2 つの制度があり、それぞれ承認要件などが異なります。

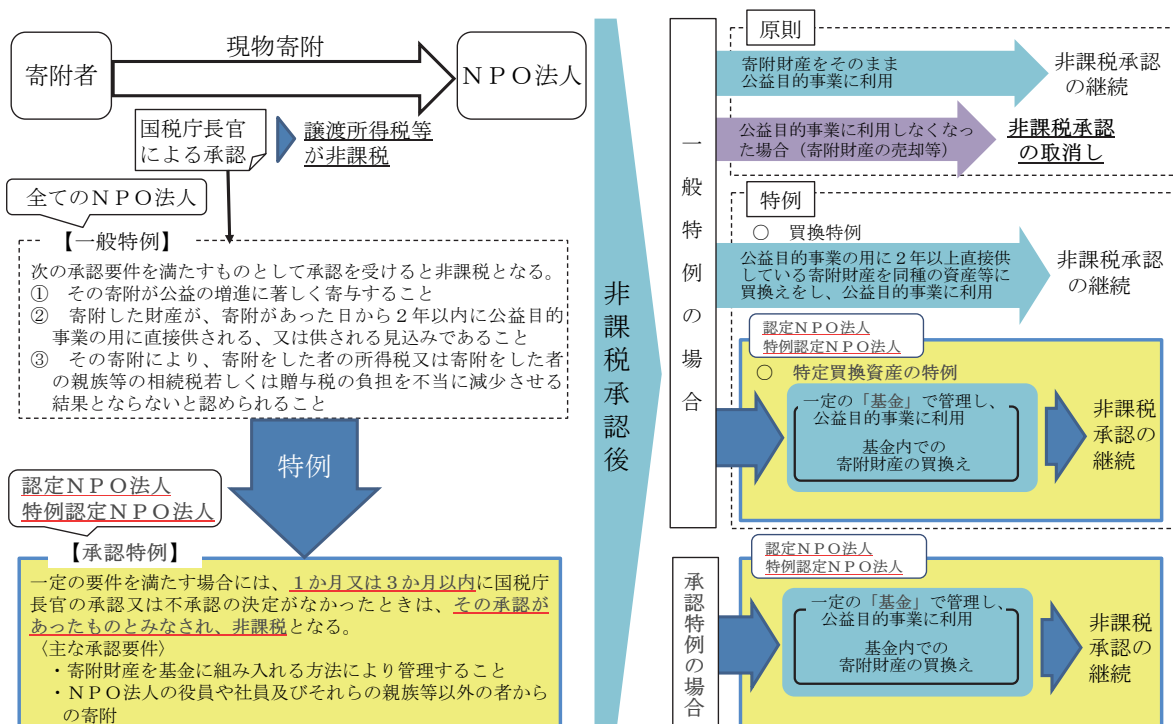
また、寄附者が寄附資産について非課税措置の適用を受けた後に、NPO 法人がその適用を受けた寄附資産の買換えを行う際には、一定の要件を満たす場合、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（「買換特例」及び「特定買換資産の特例」）。

非課税承認を受けた後であっても、例えば、寄附財産が、寄附を受けた認定 NPO 法人等の公益目的事業の用に直接供されなくなった場合等には、国税庁長官は、その非課税承認を取り消すことができますこととされています。

非課税承認が取り消された場合には、その取り消されることとなった事実の内容に応じ、寄附をした人又は寄附を受けた認定 NPO 法人等に対して、原則として、その取り消された日の属する年分の譲渡所得等として所得税が課されます。

〔措法 40、措令 25 の 17、措規 18 の 19、平成 30 年 3 月内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号〕

※ 詳細については、内閣府 NPO ホームページに掲載されている「認定 NPO 法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～」や、国税庁ホームページに掲載されている「『租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書』の記載のしかた」等をご参照ください。



○ 税制上の措置の対象となる寄附

(個人又は法人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置)

措置の対象となるのは、認定NPO法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

したがって、認定又は特例認定を受けていないNPO法人に対する寄附金や認定又は特例認定の有効期間に含まれない日に支出をした寄附金は、6①～③(31～34頁)の措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

(個人が認定NPO法人等に寄附した現物資産に対する措置)

措置の対象となるのは、認定NPO法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する現物資産寄附となります。

ただし、非課税措置の適用を受けた後において一定の事由に該当することが判明した場合には、当該寄附資産に関する非課税承認が取り消され、その取り消された年分等の所得として、寄附者又は認定NPO法人等に課税されることがあります。

(相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置)

措置の対象となるのは、相続又は遺贈により取得した財産をその相続税の申告期限内に認定NPO法人に対して行った、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

ただし、その寄附を受けた認定NPO法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定NPO法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用がなくなります。

7 認定 NPO 法人等の報告義務

(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告

認定 NPO 法人等は、毎事業年度終了後 3 か月以内に、下表①～⑨に掲げる書類を所轄庁に提出してください（法 54②二～四、法 55①、法 62、法規 32）。

※ 全ての NPO 法人は、毎事業年度 1 回、所轄庁に下表①～⑨のほか事業報告書等を提出する必要があります（法 29、「特定非営利活動法人の手引（設立・管理運営編）」IV 2 をご参照ください）。

※ 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等は、所轄庁のほか所轄庁以外の関係知事にも提出してください（法 55①、法 62）。

【令和2年改正点】

○ 所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧

	提出書類	様式	部数	参照ページ
①	認定・特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書	第 17 号	1	104
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 (内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要)	任意	2	
③	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	前事業年度の収益の明細など	2	105～111
④	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 ロ 役員等 ^(注1) との取引			
⑤	寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 ^(注2) で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額が 20 万円以上であるものに限ります。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類			
⑥	役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項			
⑦	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日			
⑧	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類			

⑨	「2 (1) 認定の基準の概要」(11～13 頁)の(3) (ロに係る部分を除く。)、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類(特例認定の場合も同じです。) ※認定基準等チェック表(第3表、第3表付表1、第3表付表2、第4表(初葉)、第5表、第7表)、欠格事由チェック表	任 意	2	85～101
---	--	-----	---	--------

(注) ④欄の「役員等」及び⑤欄の「特殊の関係」の詳細については、113 頁をご参照ください。

(2) 助成金の報告

認定 NPO 法人等は、助成金の支給を行ったときには、支給後遅滞なく、次の書類を所轄庁に提出してください(法 54③、55②、62)。

提 出 書 類	様 式	部数	参照ページ
認定・特例認定特定非営利活動法人助成金支給実績提出書	第 18 号	2	114

(3) その他の報告

認定 NPO 法人等は、次に掲げる表に該当する事項がある場合には、「提出書類等」欄に掲げる書類を「提出先」欄に提出してください。

イ 1 の都道府県又は指定都市の区域内にのみ事務所を設置している認定 NPO 法人等

(1) 認定 NPO 法人等の代表者の氏名に変更があった場合(法 53①、法 62)

	提 出 書 類	様 式	参照ページ	提出先
①	認定・特例認定特定非営利活動法人代表者変更届出書	第 16 号	115	所轄庁

(2) 認定 NPO 法人等がその事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置した場合(法 53④、法 62、法規 31②、法規 33②)

	提 出 書 類	様 式	参照ページ	提出先
①	法規 31②及び法規 33②に規定されている提出書 (認定：様式第3号、特例認定：様式第5号)	内閣府規則 様式第3号 又は 様式第5号	121 ・ 123	所轄庁以外 の関係知事 ※左表は 岡山県へ 提出する 場合
②	直近の事業報告書等	任 意	—	
③	役員名簿	任 意	—	
④	定款等	任 意	—	
⑤	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し	任 意	—	
⑥	認定、特例認定通知書又は認定の有効期間の更新通知書の写し	官公署	—	

(3) 認定 NPO 法人等が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けなければならない事項の申請をする場合(法 52③、法 62、法規 30、法規 34、法 26①)

	提出書類	様式	参照ページ	提出先
①	定款変更認証申請書	第 4 号	※手引(設立・管理運営編) 96	変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁へ提出 ※左表は岡山県へ提出する場合
②	定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	任意	—	
③	変更後の定款	任意	—	
④	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(法 11①三又は十一に掲げる事項に限る。)	任意	—	
⑤	役員名簿	任意	—	
⑥	宗教活動等を主たる目的とするものではないこと(法 2②二)及び暴力団等に該当しないものであること(法 12①三)を確認したことを示す書面	任意	—	
⑦	直近の事業報告書等	任意	—	
⑧	認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し	任意	—	
⑨	認定、特例認定通知書の写し	官公署	—	
⑩	所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等(寄附者名簿を除く添付書類を含む。)の写し	任意	—	
⑪	所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類	任意	—	

□ 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置している認定 NPO 法人等

(1) 所轄庁から認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の通知を受けた場合(法 49④、法 51⑤、法 62)

	提出書類	様式	参照ページ	提出先
①	法規 27②、法規 28 及び法規 33①に規定されている提出書 (認定：様式第 1 号、特例認定：様式第 4 号、認定更新：様式第 2 号)	内閣府規則 様式第 1 号 又は 様式第 2 号 又は 様式第 4 号	119 ・ 120 ・ 122	所轄庁以外の関係知事 ※左表は岡山県へ提出する場合
②	直近の事業報告書等	任意	—	
③	役員名簿	任意	—	
④	定款等	任意	—	
⑤	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し	任意	—	
⑥	認定、特例認定通知書又は認定の有効期間の更新通知書の写し	官公署	—	

※②～④は、認定の有効期間の更新の場合は提出不要です(法 51⑤)。

(2) 役員の変更等をした場合（法 52①、法 62、法 23）

	提出書類	様式	参照ページ	提出先
①	役員の変更等届出書	第 3 号	※手引(設立・管理運営編) 87	所轄庁及び 所轄庁以外 の関係知事 ※左表は 岡山県へ 提出する 場合
②	変更後の役員名簿	任 意	—	
③	役員が新たに就任した場合は、 ・就任承諾及び誓約書の謄本 ・住民票等	任 意	—	

(3) 定款を変更した場合（所轄庁の認証が必要な場合を除く。）（法 52①、法 62、法 25⑥）

	提出書類	様式	参照ページ	提出先
①	定款変更届出書	第 5 号	※手引(設立・管理運営編) 104	所轄庁及び 所轄庁以外 の関係知事 ※左表は 岡山県へ 提出する 場合
②	当該定款の変更を議決した社員総会の議事録 の謄本	任 意	—	
③	変更後の定款	任 意	—	

(4) 定款の変更に係る登記をした場合（法 52①、法 62、法 25⑦）

	提出書類	様式	参照ページ	提出先
①	定款変更に係る登記提出書	第 5 号の 2	※手引(設立・管理運営編) 101	所轄庁及び 所轄庁以外 の関係知事 ※左表は 岡山県へ 提出する 場合
②	登記事項証明書	官公署	—	
③	登記事項証明書の写し	官公署	—	

(5) 定款の変更の認証を受けた場合（法 52②、法 62、法 25③④）

	提出書類	様式	参照ページ	提出先
①	認定・特例認定特定非営利活動法人の定款変更 認証に係る提出書	第 15 号	116	所轄庁以外 の関係知事 ※左表は 岡山県へ 提出する 場合
②	当該定款の変更を議決した社員総会の議事録 の謄本	任 意	—	
③	変更後の定款	任 意	—	

8 認定 NPO 法人等の情報公開

(1) 認定 NPO 法人等の情報公開（閲覧）

認定 NPO 法人等は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（42～43 頁の「認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧」参照）（法 52④、法 54④、法 62）。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、法規 32②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類



【令和2年改正点】

（注）①～②の書類を請求に応じて閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます（法 52⑤）。

《参考》

認定 NPO 法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています（法 54①②、法 62）。

書 類 名	備置き期間	
	認定 NPO 法人	特例認定 NPO 法人
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法 54①）	認定の日から 起算して 5 年間	特例認定の日から 起算して 3 年間
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法 54①）		
前事業年度の寄附者名簿（法 54②一）	作成の日から 起算して 5 年間	作成の日から 起算して 3 年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法 54②二）	作成の日から起算 して 5 年が経過し た日を含む事業年 度の末日までの間	翌々事業年度の末 日までの間
前事業年度の収益の明細など（法 54②三）		
「2 (1) 認定の基準の概要」（11 頁参照）の(3)（ロに係る部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法 54②四、法規 32②）		
「助成金の支給の実績」を記載した書類（法 54③）		作成の日から特例 認定の有効期間の 満了の日までの間

(2) 所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）

所轄庁は、認定 NPO 法人等から提出を受けた上記(1)の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています(法 30、法 56、法 62)。

認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧

認定 NPO 法人等及び所轄庁において閲覧（所轄庁においては謄写も可能です。）対象となる書類及びその閲覧可能年分は以下のとおりです。

【令和2年改正点】

書 類 名		認定 NPO 法人等 (閲覧)		所轄庁 (閲覧又は謄写)	
事業報告書等（注 1）		○	作成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	○	過去5年間に提出を受けたもの
事業報告書					
計算書類（活動計算書、貸借対照表）					
財産目録					
年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿） 社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面					
役員名簿（注 1）			(注 2)		(注 2)
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）		○	(注 3) 効期間中	○	(注 3) 認定の有効期間中
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		○		○	
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		○	作成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	○	過去5年間に提出を受けたもの
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		○		○	
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	○		○	
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	○		×	
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 ロ 役員等との取引	○		○	
	寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	○		○	
	役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	○		○	
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	○		○	
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	○		○	

「2 (1) 認定の基準の概要」 (11 頁参照) の(3) (ロに係る部分を除きます。)、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類	○	〃	○	
認定・特例認定特定非営利活動法人助成金支給実績提出書	○	作成の日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで (注4)	○	〃
寄附者名簿	×		×	
認定 (特例認定) 申請書	×		×	
認定 (特例認定) 申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの	×		×	

(注1) 認定 NPO 法人等が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させなければなりません (令和2年改正法 30、52⑤)。

(注2) 所轄庁又は認定 NPO 法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

(注3) 特例認定 NPO 法人の場合は特例認定の日から3年間

(注4) 特例認定 NPO 法人の場合は作成の日から特例認定の有効期間の満了の日まで

9 認定 NPO 法人等に対する監督等

(1) 認定 NPO 法人等に対する報告及び検査

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定 NPO 法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁は、所轄庁の職員に当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます (法 64①)。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定 NPO 法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定 NPO 法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁以外の関係知事は、所轄庁以外の関係知事の職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます (法 64②)。

ハ 上記イ又はロの検査については、次のように定められています。

① 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、当該検査をする職員に、上記イ又はロの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定 NPO 法人等の役員等に

提示させるものとされています（法 64③）。

② 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ又はロの検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記ハ①の書面の提示を要しないものとされています（法 64④）。

③ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、認定 NPO 法人等の役員等に上記ハ①の書面を提示させるものとされています（法 64⑤）。

④ 上記イ又はロの検査をする職員が、当該検査により上記ハ①又は③で理由として提示した事項以外の事項について、イ又はロの疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされています。この場合、ハ①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとされています（法 64⑥）。

⑤ イ又はロの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません（法 64⑦、41③④）。

(2) 認定 NPO 法人等に対する勧告、命令等

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等について、(4) ロ①から③の認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます（法 65①）。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定 NPO 法人等について、(4) ロ①（「2 (1) 認定の基準の概要」（11～13 頁参照）の(3)は除きます。）から③の認定等の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます（法 65②）。

ハ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ又はロの規定による勧告を受けた認定 NPO 法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定 NPO 法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます（法 65④）。

ニ 上記イ及びロの勧告並びにハの命令は、書面により行うよう努めなければならないこととされています（法 65⑤）。

ホ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ若しくはロの勧告又はハの命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公示することとされています（法 65③⑥）。

ヘ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、イ若しくはロの勧告又はハの命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています（法 65⑦）。

① 欠格事由の概要（14 頁参照）の(1) 4 及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察本

部長

- ② 欠格事由の概要（14 頁参照）の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

(3) その他の事業の停止

- イ 所轄庁は、その他の事業を行う認定 NP0 法人につき、その他の事業から生じた利益が当該認定 NP0 法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定 NP0 法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます(法 66①)。
- ロ 所轄庁は、上記イの命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています（法 66②、65⑤⑥）。

(4) 認定 NP0 法人等に対する認定等の取消し

- イ 所轄庁は、認定 NP0 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）を取り消さなければなりません（法 67①③）。
- ① 欠格事由（認定等を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないものを除きます。欠格事由については 14 頁をご参照ください。）のいずれかに該当するとき
- ② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき
- ③ 正当な理由がなく、上記(2)ハの命令又は(3)イのその他の事業の停止命令に従わないとき
- ④ 認定 NP0 法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき
- ロ 所轄庁は、認定 NP0 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます(法 67②③)。
- ① 「2 (1) 認定の基準の概要」（11～13 頁参照）(3)、(4)イ若しくはロ、(7)に掲げる基準に適合しなくなったとき
- ② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、「8 (1) 認定 NP0 法人等の情報公開（閲覧）」（41 頁参照）に違反して書類を閲覧させないとき
- ③ 上記ロ①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき
- ハ 認定等の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。
- ① 上記(4)イ又はロの認定等の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定 NP0 法人等から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています（法 67④、43③）。
- ② 所轄庁は、上記ハ①の請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定 NP0 法人等に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています(法 67④、43④)。

- ③ 所轄庁は、認定等を取り消したときは、その理由を付した書面をもって認定等を受けていた NPO 法人等にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています(法 67④、49①②)
- ④ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、認定等の取消しをしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法 67④、65⑦)。
- a 欠格事由の概要(14 頁参照)の(1)4 及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察本部長
- b 欠格事由の概要(14 頁参照)の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

《参考》 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税

認定 NPO 法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額^(注)のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業(法人税法第 2 条第 13 号の収益事業を言います。(注)に同じです。)から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとなります(措法 66 の 11 の 2③～⑤)。

(注) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます(34 頁参照)。

(5) 罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ～ハの罰則が設けられています。

イ 6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定 NPO 法人等と認定 NPO 法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます(法 77)。

ロ 50 万円以下の罰金

次の①～④に該当する者は、50 万円以下の罰金に処せられます(法 78、79)。

- ① 認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人でない者であって、その名称又は商号中に、認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者(法 50①、62、78 二、四)
- ② 不正の目的をもって、他の認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者(法 50②、62、78 三、五)
- ③ 正当な理由がないのに、9(2)「認定 NPO 法人等に対する勧告、命令等」ハ(44 頁参照)の規定による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者(法 65④、78 六)
- ④ 正当な理由がないのに、9(3)「その他の事業の停止」イ(45 頁参照)の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者(法 66①、78 七)

ハ 20 万円以下の過料

以下の①～④のいずれかに該当する場合においては、NP0 法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処せられます（法 80）。

- ① 認定 NP0 法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等（法 52①、53①）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法 80 三）
- ② 認定 NP0 法人等が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置きの規定（法 54①～③）に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類（8(1)「認定 NP0 法人等の情報公開（閲覧）《参考》（41 頁参照）」）を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 四）
- ③ 事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定 NP0 法人等が認定の通知を受けたとき、若しくは認定 NP0 法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等及び役員名簿又は定款等の提出の規定（法 49④、53④）又は事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定 NP0 法人等が定款変更の認証を受けたときの関係知事への社員総会の議事録の謄本等の提出の規定（法 52②）、認定 NP0 法人等が所轄庁への役員報酬規程等の提出の規定（法 55①②）に違反して、毎事業年度 1 回提出しなければならない書類（7(1)「事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」（37～38 頁参照））及び 7(3)「その他の報告」イ（2）、ロ（1）、（4）、（5）（38～40 頁参照）の書類の提出を怠ったとき（法 80 五）
- ④ 9(1)「認定 NP0 法人等に対する報告及び検査」イ若しくはロ（43 頁参照）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法 80 十）

10 認定 NPO 法人等の合併

(1) 認定 NPO 法人等が合併の認定を受けるための申請手続

合併の認定を受けようとする認定 NPO 法人等は、次の書類を所轄庁に提出してください（法 63③）。

	提出書類	様式	部数	参照ページ
①	合併認定申請書	第 21 号	1	117
②	実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（注 1）	任意	1	103
③	認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	任意	2	118 67～101
④	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	任意	2	102

（注 1） 条例個別指定を受けている法人及び特例認定法人の合併認定申請には不要

(2) NPO 法人の合併

NPO 法人は、社員総会の決議により、他の NPO 法人と合併することができます（法 33）。社員総会において合併の決議がなされた NPO 法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を所轄庁に提出し、認証を受けなければなりません（法 34）。

所轄庁から合併の認証を受けた NPO 法人は、その認証の通知のあった日から 2 週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります（法 35）。

法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続きが終了した日から 2 週間以内に、合併により設立した NPO 法人又は合併後存続する NPO 法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じることとなります（組登令 8）。

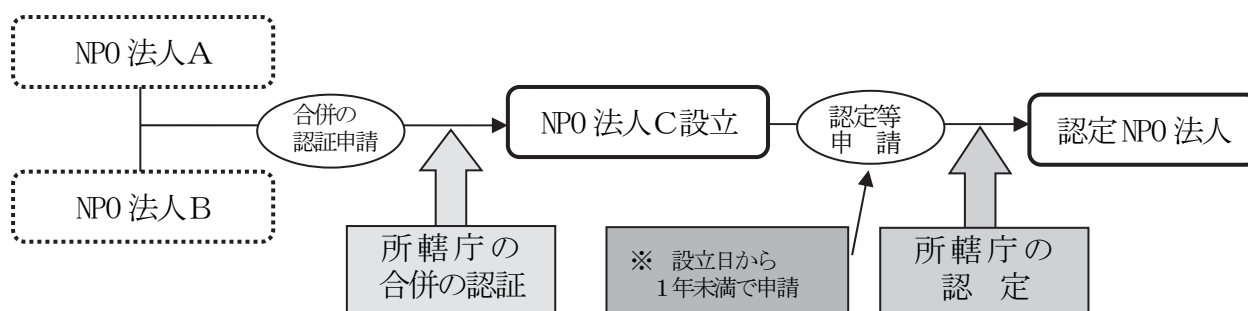
（注）「一定の期間内」の期間は、2 か月を下回ってはなりません。

(3) 合併法人に係る認定等の基準の適用

合併により設立された NPO 法人又は合併後存続する NPO 法人は、その所轄庁に認定の申請を行うこととなります。申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後 1 年を超える期間を経過していないものが、認定等を受けようとする場合には、認定等の基準の適用において次のように取り扱われます。

(1) 合併によって設立された NPO 法人が申請を行う場合

認定等を受けようとする NPO 法人が合併によって設立された NPO 法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後 1 年を超える期間を経過していないもの（以下「合併新設法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱い、合併によって設立された日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において 1 年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

イ 実績判定期間

合併新設法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（法46、令6③）。

(イ) 実績判定期間の終了日

- ① 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了しているとき。
その最初の事業年度の末日
- ② 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了していないとき。
設立の日の前日

(ロ) 実績判定期間の開始日

上記イ(イ)①又は②の日以前5年(過去に認定を受けたことのないNPO法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は2年)内に終了した合併によって消滅した各NPO法人（以下「合併消滅法人」といいます。）の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日

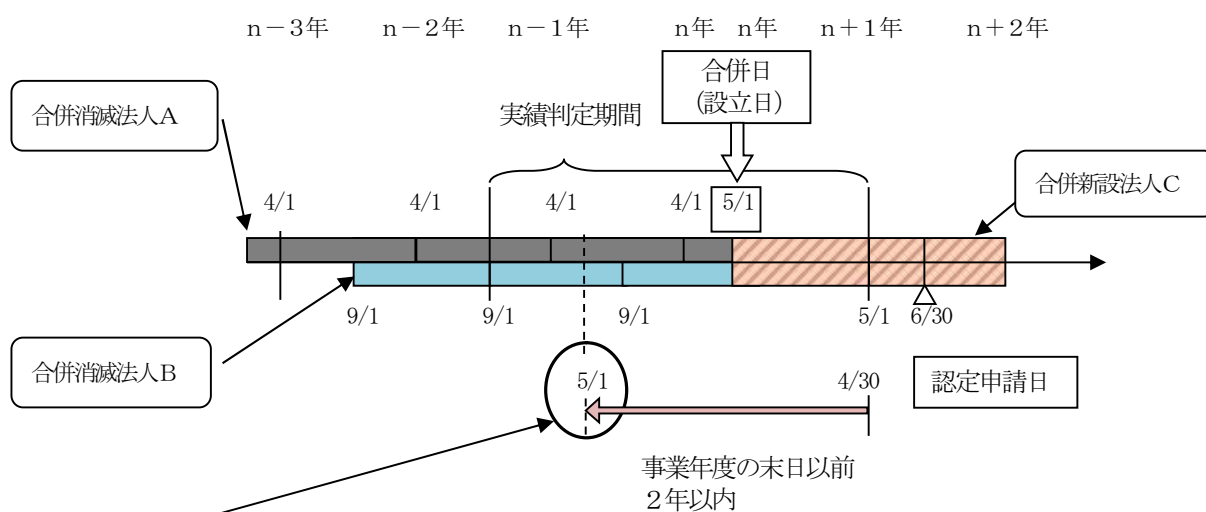
(注) 特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併新設法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないことが特例認定の基準となります（法59、令8④）。

(設立後最初の事業年度が終了した合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（ $n-3$ 年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n 年5月1日に合併して新設法人C（事業年度：5月～4月）を設立し、

(注) 合併新設法人の最初の事業年度は、必ずしも1年間で設定されるとは限らず、1年間よりも短く設定される場合もあります。

- ③ 新設法人Cが $n+1$ 年6月30日に認定の申請を行う場合



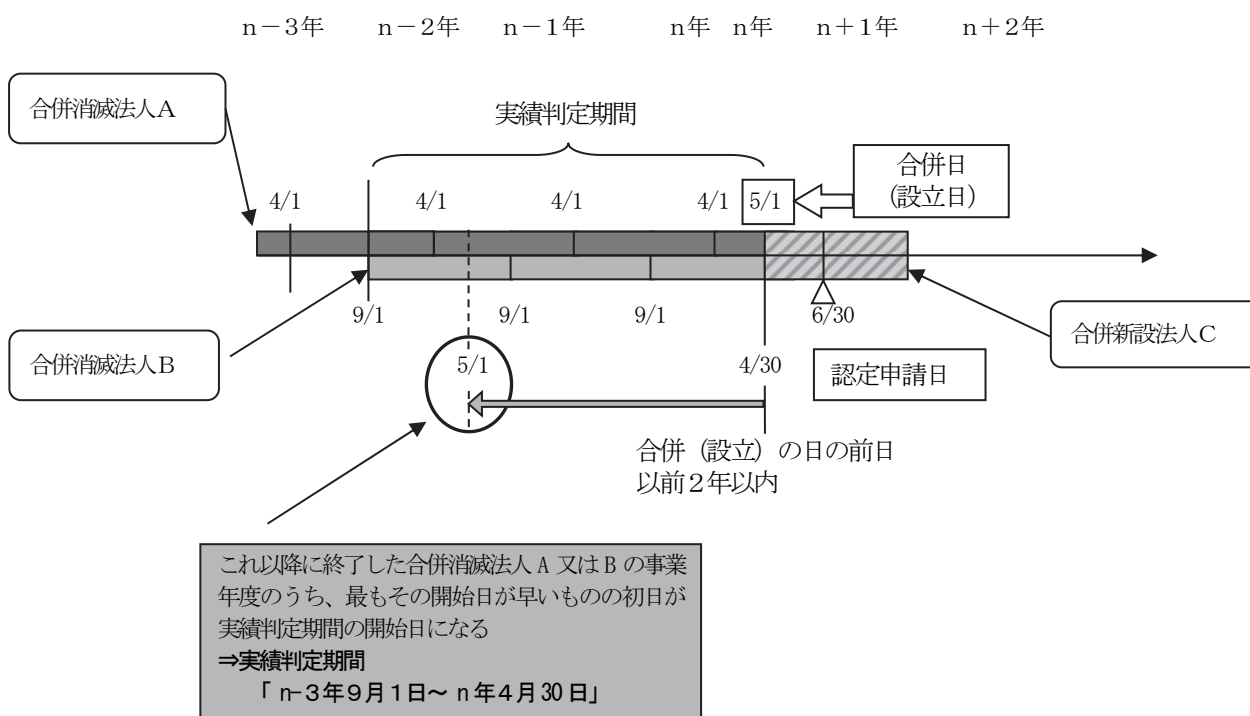
これ以降に終了した合併消滅法人A又はBの事業年度のうち、最もその開始日が早いものの初日が実績判定期間の開始日になる
⇒実績判定期間
「 $n-2$ 年9月1日～ $n+1$ 年4月30日」

《ポイント》

この例の場合、申請書を提出する $n+1$ 年6月30日に係る事業年度の初日（ $n+1$ 年5月1日）においては、設立の日以後1年を超える期間が経過していません。
なお、申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している場合には、原則どおり申請した合併新設法人の事業年度で実績判定期間を判定することとなります。

(設立後最初の事業年度が終了していない合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C（事業年度：5月～4月）を設立し、
- ③ 新設法人Cがn年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え(法令6③))

通常の申請時	読替え後
(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。	(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(申請書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立の日の前日。以下この項において同じ。)以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。
(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。	(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。

ロ 法人の設立前の期間における認定等の基準への適合の判定（法46、法令5②、6②③）

申請をしようとするNPO法人が合併新設法人である場合は、実績判定期間中に合併新設法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併新設法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間（実績判定期間中に限ります。）については、次表の判定方法によって、各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

認定基準		合併前の判定方法
パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準（一号基準）		各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する規準（三号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
事業活動に関する基準（四号基準）	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
情報公開に関する基準（五号基準）	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。）	各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	各合併消滅法人（実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていた期間が含まれるものに限り。）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併新設法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注1） 各基準の詳細は、「3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準（15～27頁）」を参照してください。

（注2） 特例認定の申請をする法人については、1号基準及び5号ロの基準の適用はありません。

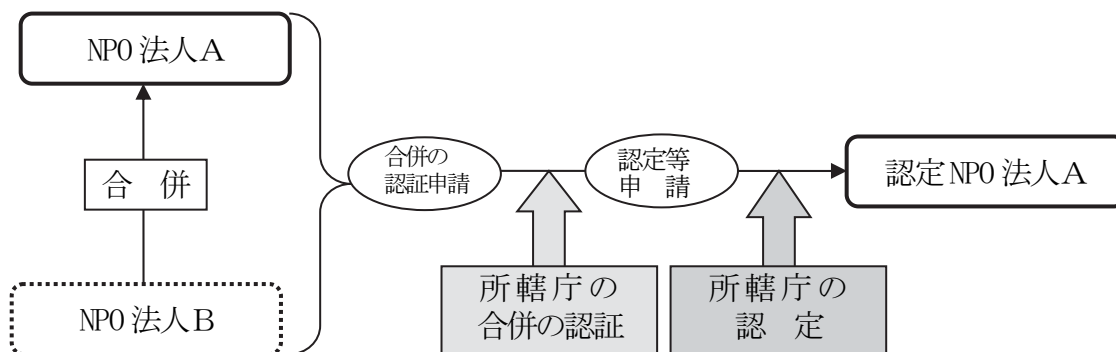
《ポイント》

認定等申請書の添付書類は、合併新設法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。

また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります（法45①九）。

(2) 合併後存続した NPO 法人が申請を行う場合

認定等を受けようとする NPO 法人が合併後存続する NPO 法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後 1 年を超える期間を経過していないもの（以下「合併存続法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱い、合併の日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において 1 年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

イ 実績判定期間

合併存続法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（法 46、令 6 ①）。

(イ) 実績判定期間の終了日

- ① 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了しているとき。
その最初の事業年度の末日
- ② 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了していないとき。
合併の日の前日

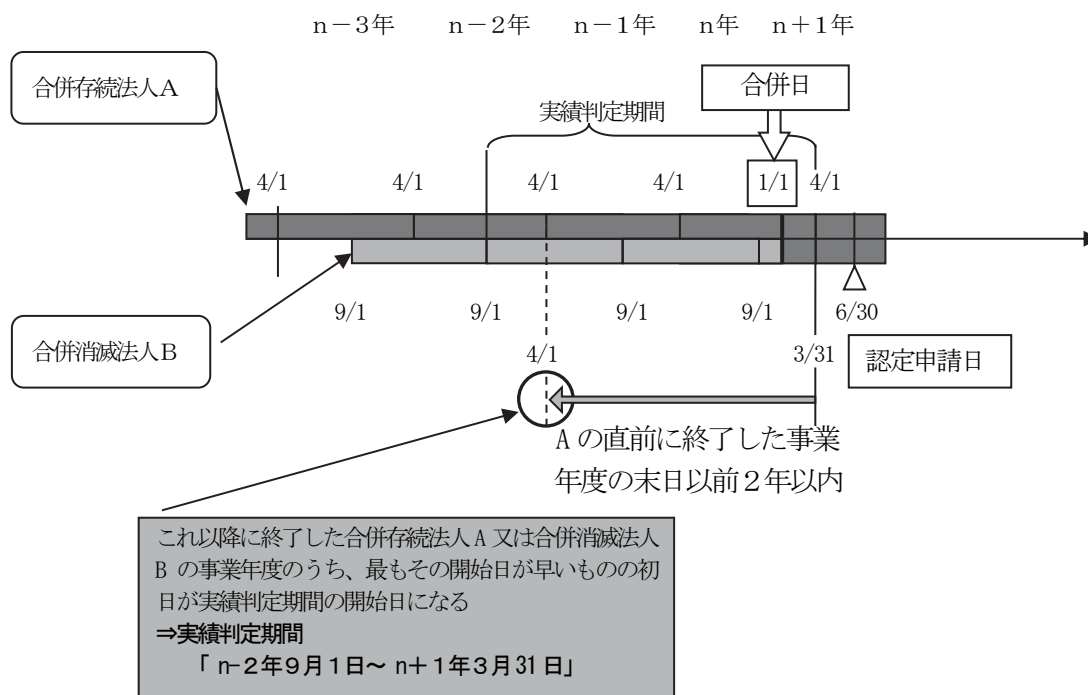
(ロ) 実績判定期間の開始日

上記イ (イ) ①又は②の日以前 5 年（過去に認定を受けたことのない NPO 法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は 2 年）内に終了した合併存続法人又は各合併消滅法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併存続法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から 5 年を経過していないことが特例認定の基準となります（法 59、法令 8）。

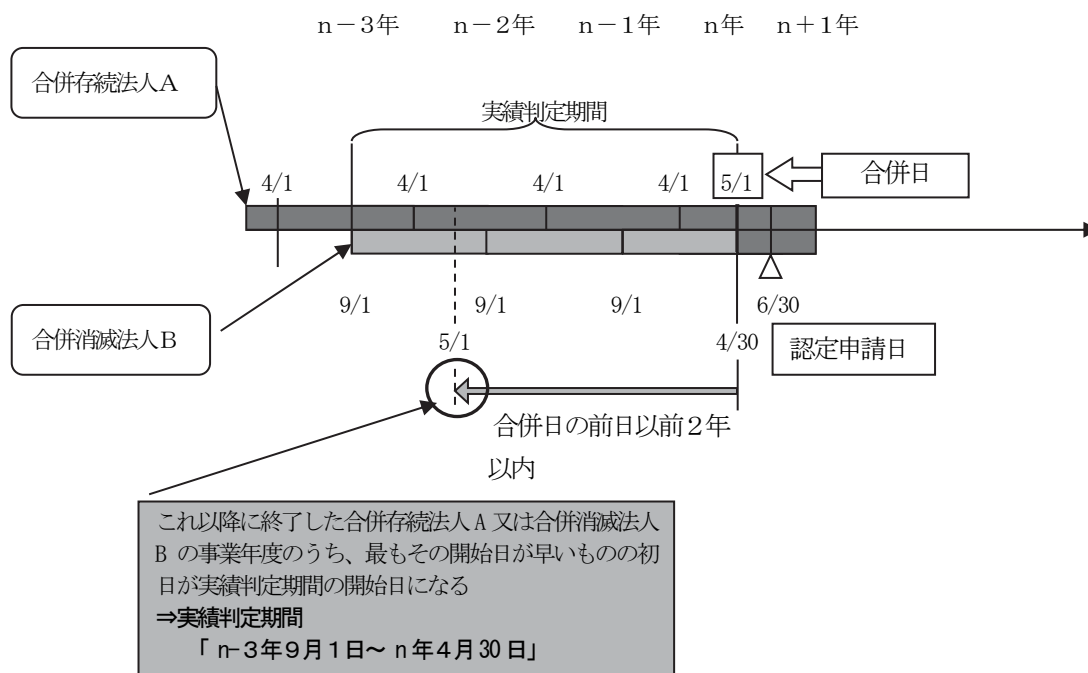
(合併後最初の事業年度が終了した合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n+1年1月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aがn+1年6月30日に認定の申請を行う場合



(合併後最初の事業年度が終了していない合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年5月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aがn年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え (法令6①))

通常の申請時	読替え後
(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう（法44③）。	(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。）以前5年（認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年）内に終了したその特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう（法44③）。
(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること（法45①八）。	(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること（法45①八）。

ロ 法人の合併前の期間における認定基準等への適合の判定（法46、法令5②、6①②）

申請をしようとするNPO法人が合併存続法人である場合は、実績判定期間中に合併存続法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併存続法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間（実績判定期間中に限ります。）については、次表の判定方法によって、合併前の合併存続法人（以下「合併前法人」といいます。）及び各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

認定基準		判定方法
パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準（一号基準）		合併前法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する規準（三号基準）		合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
事業活動に関する基準（四号基準）	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	合併前法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
情報公開に関する基準（五号基準）	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること。（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。）	合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併前法人及び合併消滅法人（実績判定期間中に認定又は特例認定受けていた期間が含まれるものに限ります。）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		合併存続法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併存続法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日から1年を超える期間が経過していないものである場合には、合併存続法人又は合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注1） 各基準の詳細は、「3 認定NP0法人としての認定を受けるための基準」（15～27頁）を参照してください。

（注2） 特例認定の申請をする法人については、1号基準及び5号口の基準の適用はありません。

《ポイント》

認定等申請書の添付書類は、合併存続法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る書類も提出する必要があります。

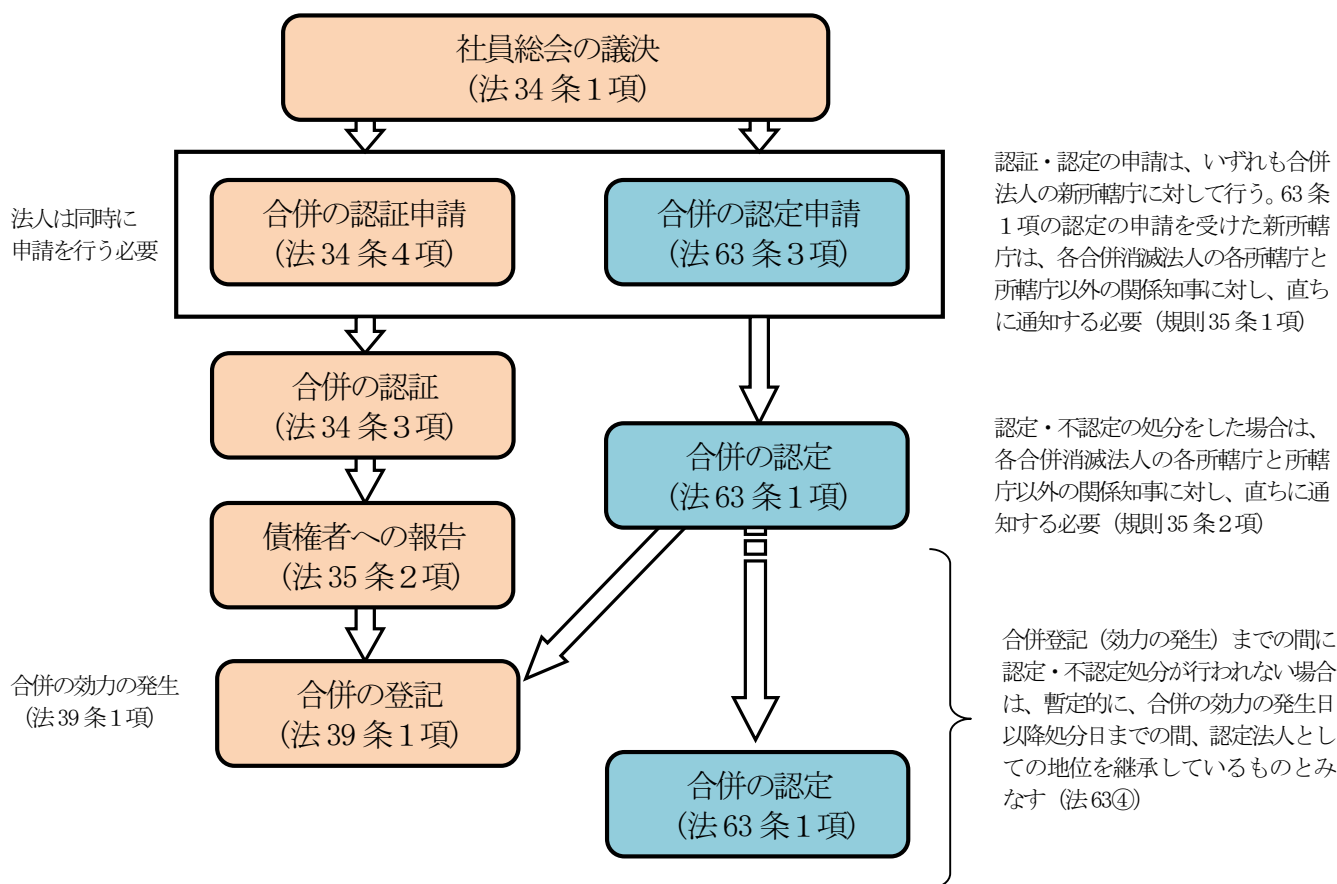
また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります（法45①九）。

（3） 認定NP0法人等の合併

イ 認定NP0法人が認定NP0法人でないNP0法人と合併した場合

認定NP0法人が認定NP0法人でないNP0法人と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立したNP0法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、認定NP0法人としての地位を承継します（法63①）。

○ 申請から認定手続



ロ 特例認定 NPO 法人が特例認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併した場合

特例認定 NPO 法人が特例認定 NPO 法人でない NPO 法人（認定 NPO 法人を除きます。）と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立した NPO 法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、特例認定 NPO 法人としての地位を承継します（法 63②）。

ハ 合併の認定の申請

上記イ又はロの所轄庁の合併の認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁に提出する合併の認証の申請に併せて、所轄庁に当該認定の申請をしなければなりません（法 63③）。

なお、当該認定の申請を行った場合において、その合併の効力が生ずる日までに認定の申請に対する処分がされないときは、合併後存続する NPO 法人又は合併によって設立された NPO 法人は、その処分がされるまでの間は、認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人としての地位を承継しているものとみなされます（法 63④）。

二 実績判定期間及び認定基準

合併後存続する NPO 法人又は合併によって設立された NPO 法人が、上記イ又はロの所轄庁の合併の認定を受けようとする場合の実績判定期間及び各認定基準は、次のとおりとなります。

(イ) 実績判定期間

合併の認定に係る実績判定期間は、次のとおりとなります（法 63⑤、令 9①②）。

(1) 実績判定期間の終了日

合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人（合併によって NPO 法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各 NPO 法人。以下同じです。）の各事業年度のうち申請書を提出する直前に終了した事業年度の末日

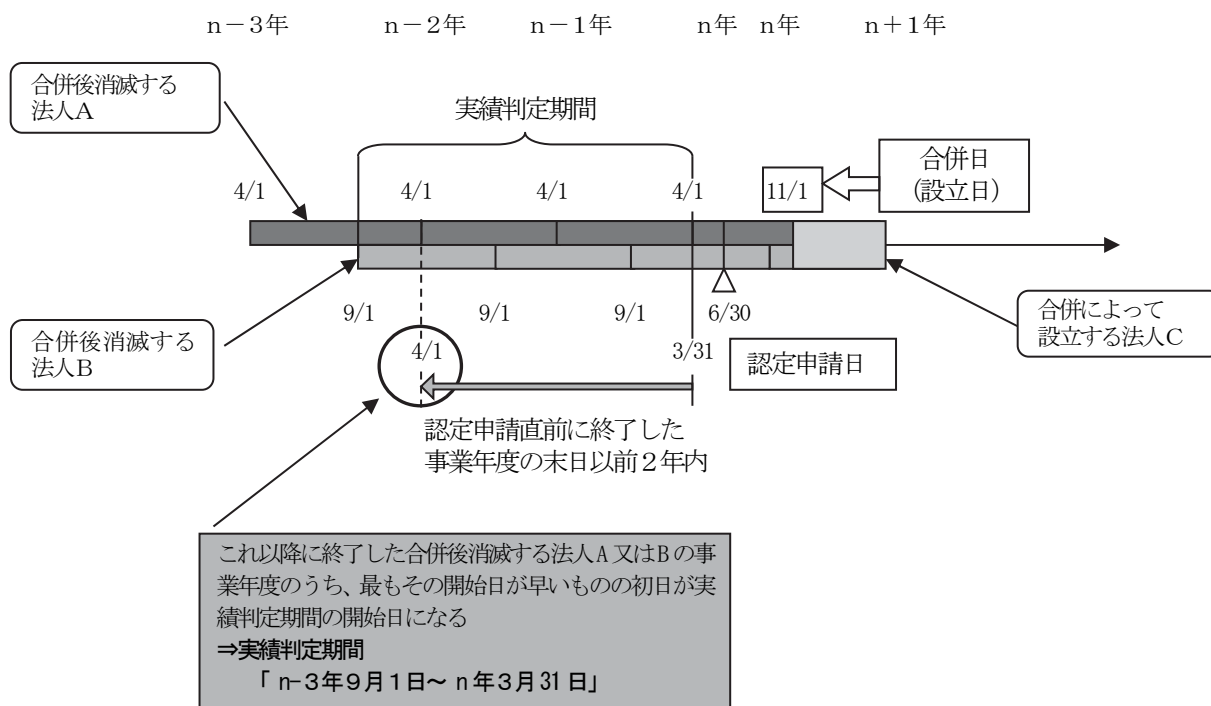
(2) 実績判定期間の開始日

上記(1)の日以前 2 年以内に終了した合併後存続する NPO 法人又は合併によって消滅する各 NPO 法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定 NPO 法人が特例認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併する際の合併の認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併後存続する NPO 法人又は合併によって消滅する各 NPO 法人であって特例認定 NPO 法人でないものが、①その設立の日のうち最も早い日から 5 年を経過していないこと及び②過去に認定又は特例認定を受けたことがないことが特例認定の基準となります（法 59、法令 9①②）。

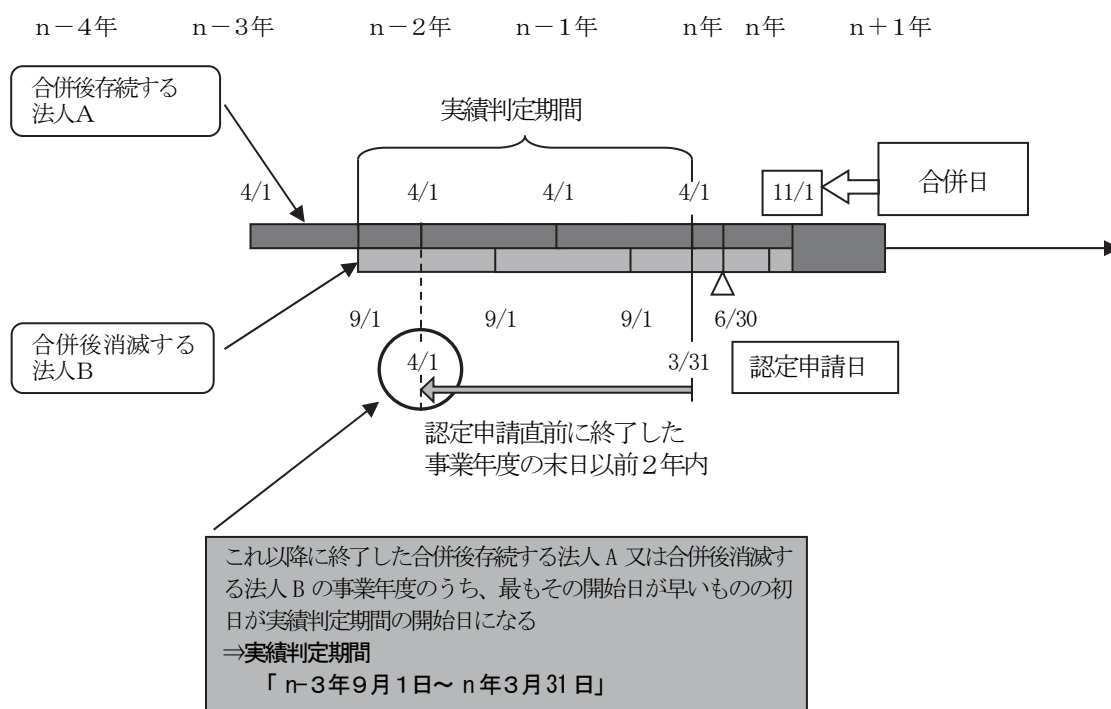
(合併によって設立される NPO 法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年11月1日に合併して新設法人C (事業年度：5月～4月) を設立するため、
- ③ n年6月30日に合併の認定の申請を行う場合



(合併後存続する NPO 法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年11月1日に合併してAを存続させるため、
- ③ n年6月30日に合併の認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え(法令9①))

通常の申請時	読替え後
(実績判定期間について) 実績判定期間とは、 <u>認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう</u> (法44③)。	(実績判定期間について) 実績判定期間とは、 <u>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう</u> (法44③)。
(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その <u>設立の日</u> 以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。	(設立後の経過期間について) <u>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日</u> において、 <u>合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)であって認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人でないものの設立の日</u> 以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。

(Ⅱ) 認定基準への適合の判定(法63、法令9③⑤)

認定基準への適合の判定については、次の判定方法によって、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人の実績について判定を行うこととなります。

認定基準		判定方法
パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準（一号基準）		合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する規準（三号基準）		合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人のそれぞれについて判定します。
基準（四号基準） 事業活動に関する	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が 80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の 70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
		合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人を一の法人とみなして判定します。

基準 (五号基準) 情報公開に関する	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること (個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。)	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人（実績判定期間中に認定又は特例認定受けていた期間が含まれるものに限りです。）のそれぞれについて判定します。
	所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人のそれぞれについて判定します。
	不正行為に関する基準（七号基準）	
設立後の経過期間に関する基準（八号基準）		合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人であって認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人でないものの設立の日以後 1 年を超える期間を経過していることが、認定基準となります。

（注1） 各基準の詳細は、「3 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準」（15～27 頁）を参照してください。

（注2） 現に特例認定 NPO 法人である法人については、法 59 条 2 号（設立後 5 年以内である）及び 3 号（過去に認定を受けたことがない）の基準は適用対象になりません（法 63⑤、令 9②）。

